

令和2年度 第5回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和2年10月22日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】令和 2 年度第 5 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

まず、議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】皆様、本日もよろしくをお願いいたします。

事前に郵送でお送りした資料ですけれども、資料 2 1 から資料 2 6 までの 6 件の資料、そして「情報セキュリティアドバイザー意見一覧」、それから、前回「HER－SYSに係る追加確認事項」、こちらのほうをまとめさせていただきました。A 4、1 枚の確認事項というものが 1 枚。そして、前回未審議となりました資料 1 1、令和元年度の個人情報と情報公開制度の運用状況のピンク色のファイル、こちらを机上のほうに配付をさせていただいております。それぞれの案件の資料については、理事者から説明をさせていただきたいと思っております。

まず、議事に進む前に、前回の審議会においてご了承いただきました新型コロナウイルス感染者等の把握・管理支援システム(HER－SYS)に係る個人情報保護対策に関する追加確認事項について、担当課のほうから報告書が上がってまいりましたので、説明させていただきたいと思えます。

こちらの資料をご覧ください。まず、このHER－SYSの導入については、前回、第 4 回の審議会においてご了承をいただいているところがございます。なお、その審議会においても、様々な意見をいただいております。今回確認した事項は 3 点ございまして、接続回線のセキュリティについて、それからアクセスログについて、それから入力対象者の範囲の適正性について追加で確認を担当課からしましたので、その報告をさせていただきます。

まず 1 点目の接続回線のセキュリティについてでございますけれども、1 番です。現行、保健所とHER－SYSの間の接続は、インターネット回線を利用しているということです。厚生労働省のほうは、令和 2 年以内の 1 0 月中、今月中を目途に、セキュリティレベルのより高いLGWAN回線でHER－SYSを利用できる環境の整備を進めているということで、確認を 1 点しました。

それから 2 点目ですが、アクセスログ(操作履歴)について、自己情報開示請求の制度も見据えまして要求をしている自治体が多いのですけれども、国のほうからHER－SYSを利用する各自治体からの求めに応じて、このアクセスログについて各自治体のほうに提供する機能を 9 月 1 0 日に既に追加をしたということで報告をさせていただきます。

最後に 3 点目ですけれども、このHER－SYSのシステムに入力をする対象者について、

国のほうは、発生届が出た対象者や濃厚接触者についても入力の対象とするよう求められているところですが、現行、新宿区においては、東京都ときちんと相談の上、HER-SYSへの入力対象者については、業務上、必要最小限である医師から発生届が出て、かつ陽性と報告があった者のみに限定をしております、発生届が出て陰性者については入力の対象外としております。今後、この疑似症患者あるいは濃厚接触者の入力为国のほうから必須というような運用の変更が求められた場合には、その時点できちんと国と慎重に、利用目的とか、安全管理措置、あるいは法律上の根拠について確認を行った上で、判断をしまいたいということで報告をいただいております。

以上でございます。

【会長】今の点について、何かご質問はありますか。

ないようですから、審議に入りたいと思います。

それでは、議題に入り審議を進めてまいります。説明される方は、資料の要点を説明した上で、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

それでは、資料21「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との個人情報相互連絡制度の協定に基づく本人外収集等について」であります。それでは、資料を確認した上で、ご説明ください。

【教育指導課長】よろしく願いいたします。教育指導課長です。お世話になります。

お手元の資料21、ステープラーどめのものが1つ。それから、具体例、案件が載っていますものが、資料21-1、21-2。それから、参考といたしまして、ステープラーどめの参考21-1、参考21-2、ガイドラインであるとか協定書の内容になります。よろしいでしょうか。

児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく個人情報の本人外収集及び外部提供について、ご報告をいたします。

本制度につきましては、児童・生徒の健全育成のために子どもたちの非行等の問題行動の防止と安全確保のために学校と警察がそれぞれの役割を果たし、連携して、効果的な対応を行うために、平成17年6月に、警視庁と新宿区教育委員会の間で締結されたものでございます。本日は、令和元年10月1日から令和2年8月31日における運用状況についてご報告をさせていただきます。なお、このうち概要についてはご説明申し上げますが、恐れ入りますが、個人情報保護の観点から、詳細な説明については行うことができないことをご理解くださいますようお願いいたします。

それでは、まず21-1の資料をご覧くださいと思います。この資料は警察から学校へ個人情報提供があった各件の事案、本人外収入について、ご報告をするものでございます。

まず1番、複数の生徒が深夜徘徊でコンビニにおいて警察に補導されたものでございます。警察署、学校、保護者で話し合いが持たれ、指導をしてございます。現在は落ち着いて生活しております。

2番は、児童が筆箱を汚され謝罪がないということについて、被害保護者が警察署へ相談したものでございます。警察署と学校が相談し、保護者同士の話し合いの場を設定した結果、現在は落ち着いてございます。

3番は、生徒が以前交際していた相手から嫌がらせを受けていたものでございます。インスタグラムに不適切な写真の掲載があり、警察署が刑事事件として対応しました。その後、画面の削除等の対応を行っております。

4番は、複数の児童が会社の敷地内で火遊びをし、保護者が警察署に呼び出され指導を受けたものです。学校でも指導を行い、現在は落ち着いております。

5番は、体育の授業中に児童同士のトラブルがあり、保護者を交えて謝罪を行いましたが、被害保護者が納得せず警察署へ相談したものとなっております。警察から複数回学校を訪問するなど、当該児童の様子を見守り、現在は落ち着いております。

6番につきましては、生徒が家庭内のトラブルの後に家出をし、保護者から警察に捜索願が出されたもので、翌々日に友人宅にいたことが分かり、無事に保護されたもので、現在は落ち着いております。

7番は、児童が学校近隣の会社に入り、駐車場の消火器を車に向け噴射したという案件でございます。車両所有者から警察に通報があり、後日、保護者とともに指導・説諭をしたものでございます。現在は落ち着いております。

8番は、生徒が部活動の下校中に地域の方と接触してしまったというものでございます。相手けがをされている箇所にとまたまぶつかってしまったということで、警察に相談が持ち込まれたものです。保護者が当該生徒とともに対応し、話をし、その後は特にありません。落ち着いている状況でございます。

続きまして、資料21-2、5件のご報告をいたします。学校から警察へ個人情報提供した5件の事案、外部提供について、報告をいたします。

1番、生徒が地域のお祭りでお店の売上金をかごの中から盗んだというものでございます。警察が入り、当該生徒の保護者に指導いたしました。盗んだ現金については出店者に連絡をと

り、返金をしております。学校でも当該生徒への指導を行い、当該生徒は落ち着いた生活を送っております。

2番、児童に対する嫌がらせで、被害児童の父親が警察署に相談したものとなっております。警察署からの指導はありませんが、学校からの指導で解決しました。その後は、仲よく遊んでいるということでございます。

3番、これは児童及び兄弟による万引きで、両親が警察より指導を受けたものになります。

続きまして、4番、公園の過ごし方について、近隣住民から、通報があったものでございます。学校で指導した後に、近隣住民の方も交えて、謝罪の会を開いて終わっております。

5番は、塾の駐輪場で、いきなり中学生の生徒が、中年の男性から「強さの秘訣を教えてやる」という声をかけられたということでございます。前後関係は特にないみたいなのですが、それで、生徒が翌日学校に行って、ちょっと不安なので学校に相談をして、学校のほうで状況を聞き取って、警察に情報を提供しパトロールの強化を依頼しました。この件での実害は何もございません。

報告は以上となります。

【会 長】この報告案件は、去年の問題が入っているのですけれども、いつも1年に2回ぐらい報告を受けているから、これはどうしたらいいのか。どうぞ。

【区政情報課長】実は、案件が非常に多い回に当たっているということが続いてまいまして、昨年度も何度かご報告の案件には上っていたのですけれども、未審議のものとして今年度に繰り越しをしてまいりました。その点については、事務局のほう、案件の分散とか、その辺の配慮が足りなかったというふうに思っております。申し訳ございません。

【会 長】ちょっとね。1年前みたいなものがある。

ほかに何かご意見ございますか。三雲委員。

【三雲委員】三雲です。資料21-1の3番目の事案ですね。これは、インスタグラムへの不適切投稿があって、被害者になった生徒に関する情報を本人外収集した、ということですか。

【会 長】ご説明できれば教えてください。

【教育指導課長】基本的にはそういう理解でございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】基本的に、こういうふうに見ると、その当該生徒が何か問題を起こして、その生徒に関する、問題を起こした生徒に関する情報提供があったと見えるのですけれども、そうではないということ。こういった、加害者、被害者といえますか、問題を起こしたのか、被害

に遭ったのかという、そういった切り分けで、また違うカテゴリーをつくることはできないのでしょうか。

【会 長】お答えのできることだったら、お聞きします。

【区政情報課長】カテゴリーとしましては、本人外収集の場合、それから外部提供の場合ということで、今回ご報告を事後でさせていただいておりますけれども、どちらに属するものなのかというようなことで、これ以外の区分については、少し考えて、また回答をするような区分ができるようであれば、次回の報告のときには、そうさせていただきたいと思います。

【会 長】今回は、いずれにしろ、この括弧したところに、今のところだったら「(個人情報漏洩)」とかと書いてあるから、この範囲のままの報告とするかどうか。まあ、ご検討ください。

ほかに。藤原委員。

【藤原委員】資料21-1、それから21-2を見ますと、収集の方法、提供の方法が全て電話ということになっているようなのですが、この協定書では7条で連絡の方法として電話、面接、口頭連絡というふうに規定されているのですが、ガイドラインのほうでは、10番で連絡の方法として電話は緊急時またはやむを得ない場合とか、電話で受けた場合でも学校の連絡担当者が出向くなどして面接をできるだけ徹底するというような定め方になってはいますが、これは、コロナのこととかいろいろあるのかもしれませんが、運用の変更というか何かそういうものがあつたのか。そうでなければ、なぜ電話か。以前は口頭というか、出向いてということがたくさんあつたと思うのですが、その辺について、確認をお願いしたい。

【会 長】ご説明を。

【教育指導課長】もちろん個人情報に関わる案件でございますので、ご本人に対する配慮というか、そういったことについては、今後、学校にもできる限り対面でという話はしていきたいと思っております。ただ、警察のほうから、時間的な問題であるとかそういったようなことで電話での応答が多いのが実情です。ただ、電話の場合も、やはり相手を確認した上でかけ直すとかそういったような対応は基本的にはとっておりますので、そういったところでご理解をいただければなというふうには思っております。

【藤原委員】そうすると、これは「電話」というふうに書いてあつても、その後で面接をしていたりすることなののでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【教育指導課長】全ての案件でどこまでどうしたかというのは、申し訳ございません、今こ

では回答ができないのですけれども、基本的には、警察の少年係の場合であったり、あとはスクールサポーターと呼ばれている方などのケースもございます。そういったケースの場合に、その方が直接来てお話をするなどというケースもございますので、そういった運用もしているところがございます。

【藤原委員】そうすると、最初のその取っかかりが電話であっても、今お話があったように、実際に面接されてというような場合は、報告には、その旨も分かるような記載にしていだければと思います。以上です。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】今のところで気になったことがございまして、警察署における連絡担当者は、生活安全担当課長または同課長代理というふうに、ガイドラインには書かれています。先ほどの藤原委員のご質問点は、本当にその方かどうかという確認を、どのようにするかという内容でしたけれども、先ほどの答えの中に、スクールサポーターの方も情報のやりとりに入っているという話になってしまうと、このガイドラインは一切やっていないというふうになってしまうと。そのあたりについて、どうなっているのでしょうか。

【教育指導課長】大変申し訳ございません。そういったところに関しては、今後、改めてこちらのほうでも確認をして運用するよということとは、再度、注意喚起をいたします。ただ、指導の場面において、スクールサポーターの方が時々直接されるケースもあるとは聞いてはおりますけれども、そういったところを改めてもう一度この内容を確認して、学校もそうですし、こちらのほうも確認していきたいと思っております。

【三雲委員】その辺はもう一度警察の担当と話したり、方法について、もし必要であれば、その修正等もお願いしたいと思います。以上です。

【会 長】ガイドラインの中に11項に記録の作成及び報告というのがあるのですけれども、この記録は誰がつくるのですか。誰が電話して、誰が会ったのか、そういう記録になっているのですか、この記録は。この報告された案件は、全部こういう記録はあるのか。どうぞ。

【区政情報課長】様式自体定められているのですけれども、実際に、確認といいますか、状況について、この時点でお答えができないので、再度、藤原委員、三雲委員のご意見、それから会長のご意見も併せて、次回報告をさせていただくということでもよろしいでしょうか。

【会 長】いいですけれども、ここに、今のところの(3)だと、またそういう文章の写しを教育指導課長に速やかに提出するというのは、しっかり管理しないと。それがちゃんと書いてあれば、今の委員のご説明も、答えもきちんとできるし、そういうような基本的なことをし

っかりしていただきたいなと思います。

ほかにご意見かご質問。越智委員。

【越智委員】私どもこうした資料を拝見するのは初めてなので、素人的な質問で恐縮なのですが、2つございます。

1つは、平成17年からということなのですが、これは毎年、状況に合わせて改訂されたりしているのですか。といいますのは、非常に、このままということはないと思うのですが、時代が古くなっていると思いますので。先ほどのお話の中にあつた内容も、結局、学校側も限られた人では対応し切れないという状況なので、今、いろいろな方が学校への支援に入っているというのは存じております。そういう中で、一番問題なのは、結局、二次被害ですね。情報の二次被害で、関係する子どもたちが、結局、さらに心の傷や実害を受けるということだと思いますので、それに合わせた現実的な、どなたがどこまで対応するかというところを、今申し上げた観点で常々チェックされているのか、または指導されているのかということをお聞きしたいと思います。

【教育指導課長】この内容につきましては、見直すというか、内容は確認してございます。

それから、子どもに関わることで、2番目の質問に関しては、お答えになっていないかもしれないのですが、実際に学校といたしましては、子どもの健全育成というか、こういったことに関してかなり敏感になっていて、資料等、確かにそういったものが外へ流れないとか、そういった管理のところは、かなり気をつけているところではございます。

【越智委員】大体の場合は、内部から漏れることなので、そういったところもはっきりさせてもいいかなと思いました。以上です。ありがとうございました。

【会 長】では、ご意見ということで。津吹委員。

【津吹委員】直接ではないのですが、コロナになってから保護件数が増えているというのが他区の情報では一般的なのですが、比較的新宿区はあまり起きていないというのも聞いてはいるのですが、先ほどの記録と同様で、漏れはないのですかねというのが、気にはなるところです。越智さんがおっしゃったように、今、SNSで、学校内部の親から漏れるケースというのもすごく多くて、その対策というのは何かできないのかなど。非常に拡散してしまって、それが收拾つかなくなっているというのが、私も学校に関与している中で多々あるものですから、その辺の対策というのは何か検討ができないか。ご検討いただければと思います。

【会 長】今時点で何かご検討されているのですかね。

【教育指導課長】まず、学校内部から漏れるということに関しては、とても難しいところがご

ございます。ただ、一般的には、こういった、今、今回のご報告したような案件というのは、基本的には守秘義務にかかるような内容だと思っています。ですので、そういったところでは、先ほどのお答えに重なるところがございますが、教員のほうも子どもの不利益を願うということとは全くありませんので、そういったところでは、かなり丁寧にやっているというところは事実です。なかなか、先生のほうが何かを発信するということは、一般的には、100とは申し上げられないかもしれませんが、倫理的にはないようにするというのが普通のところではございます。

それで、こういった案件の場合には、大体、職員の間では、ある程度は、今後の指導のこともあるので、情報の共有化というところは、一定程度はいたします。ただ、事案の内容によっては、校内でも、やはりある程度限定をかけていくというのが普通でございます。深刻な案件であればあるほど、管理職と直接関わりのある先生だけとかというような情報の管理の仕方をする場合もございます。いろいろ、そこはケース・バイ・ケースでやっておるところでございます。その辺については、またこれもかなり気を使っているということだけをご承知おきいただければというふうに思っております。

【会 長】津吹委員。

【津吹委員】ありがとうございました。多分、先ほど藤原委員のほうから、電話が多くて面談がないと。実際に、一昨年、昨年にかけて、警察官が立ち入ることで事が大きくなって、何かあったのだというところからSNSで盛り上がってしまうので、多分それがあって電話が多いのかなという気はしているので、電話が必ずしも、私もいけないとかと言う気もなく、逆に、先ほどの守秘義務のところからいうと、警察官が学校に立ち入るよりは、そういった連絡方法のほうがいいのかなという気はしております。意見でございます。

【会 長】先ほどの津吹委員の質問では、教職員の方が守秘義務で漏れないようにしておられるとか、当然当たり前のことで、それは実行されていると思いますけれども、問題は、父兄の方が、保護者というか父兄というか言葉は正確でないですけれども、そういう人たちに対する何か教育とか、個人情報で漏れないような教育とか指導とか、言葉はよく知りませんが、そういうことの対策はとってもらえないのか。ないしは今度とっていただくとか、そういうものは考えられないのですか。

【教育指導課長】なかなかそういうのは難しいところはあります。基本的には、何か事案が起こったときに、それを校内で、例えば保護者や生徒に対して全部公表しますというようなことは絶対にいたしません。うわさになっていることというのは一定程度何かしらあるかとは思

ますが、ケース・バイ・ケースのところもあると思うのですが、なかなか、こういった事案について保護者の間でうわさになるということがあったとしても、学校に関して問合せがあっても、そういったことについては決して否定も肯定もいたしません。というような形で、そのうわさが、真偽が確かめようがないので流れていかなくなるというような対応になるかなというふうに思っています。

ただ、そこら辺のところに関しては、まずそういった保護者の方とか地域の方に不必要な情報です。学校はもともといろいろご協力をいただくところで、ある程度学校の情報は出していく必要があるとは思っておりますが、こと個人に対して、ないしは児童・生徒に対することに関しては、流す必要はないというか、流すべきではないというふうには考えておりますので、そういったところでやっていくしかないだろうというふうには考えているところでございます。

【会 長】ほかに何かご質問、ご意見ございますか。

ないようでしたら、了承ということで、よろしく願いいたします。

それでは、資料22「ひとり親世帯等応援臨時給付金給付事業の実施に係る児童育成手当システムの改修等について」です。

それでは、説明をされる方は、資料確認と別途ご説明ください。

【子ども家庭課長】子ども家庭課長でございます。よろしく願いいたします。

それでは、資料の確認から始めさせていただきます。本案件の説明資料は、資料22と資料22-1-1と、1-2の流れ図、参考資料22-1となります。資料の不足等ございますでしょうか。

それでは、「ひとり親世帯等応援臨時給付金給付時の実施に係る児童育成手当システムの改修等について」説明します。

資料2ページをご覧ください。目的でございますが、新型コロナウイルス感染症の流行により、子育てにかかる経費の増加や収入の減少等に影響を受けている低所得のひとり親世帯及び障害のある子どもを養育する世帯を支援するためでございます。

対象者でございますが、区から令和2年11月分の児童育成手当の支給を受ける方、または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、国のひとり親世帯臨時特別給付金を受けている方、または当感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童育成手当の所得水準を下回り、児童育成手当の支給要件を満たす方でございます。

次に、事業内容でございますが、こちらは参考資料22-1をご覧ください。A4横の資料でございます。こちらは、区では新型コロナウイルス感染症への経済対策としまして、令和2

年6月以降、1にあります子育て世帯への臨時特別給付金など、3番までの様々な給付金を給付することで、子育て世帯やひとり親世帯への支援を行ってまいりました。このたび、長期的な同ウイルスの流行により、子育てにかかる経費の増加や収入の減少等の影響を強く受けるひとり親世帯や障害のある子どもを養育している世帯に、国制度より所得制限を緩和した区独自の子育て支援策として、対象児童1人当たり5万円を給付いたします。4のところがございます、ひとり親世帯等応援臨時給付金を支給することとなりました。

恐れ入ります。当初の資料の2ページにお戻りください。こちらの2のシステムの改修につきましてですが、こちらのこの事業は、既存の児童育成手当システムを活用し対象者の管理を行います。臨時・特別的な地域事業でございますため、事務の効率化、円滑化や二重支給の防止を図るため、システムの改修を行うものでございます。改修内容は、支給対象者の管理機能など4つの機能の追加でございます。対象児童数につきましては、記載のとおりでございます。

恐れ入ります。ここで資料2-2-1-1の図をご覧ください。こちらは、区においてあらかじめ対象者であることを把握しており、申請が不用な方の個人情報の流れでございます。左側のオレンジ色で囲った1から4の部分が主なシステム改修内容となっております。図の左側に①と書いてございますが、児童扶養手当や児童育成手当システムから抽出した対象者に対しまして、③の案内文書等を送付いたします。対象者が支給を希望しない場合のみ、④の受給拒否の届出を行います。次に、⑤で支給希望有無等の確認をして、具体的には拒否の通知が来たか来ないかだけの判断ですけれども、そして、⑥の児童育成手当システムに登録済みか未登録かにより、それぞれの入力や登録を行い、⑧以降、流れに記載のとおり給付金を支給していきます。なお、左下の赤枠の中にごございますとおり、本事業のみに登録される方につきましては、児童育成手当と区別する方法としまして、文書保存年限経過後にデータを削除させていただいております。

ここで、次に資料2-2-1-2の図をご覧ください。こちらは、所得水準が高いために、児童育成手当の申請をしたことがない方や、また右下の※印のところに記載してございますが、国事業でありますひとり親世帯臨時特別給付金の申請をしましたが、所得水準が高くて認定されない方、これらの方々は申請をしていただいて、そして、その申請に基づき上限確認が必要な方になります。これは、その個人情報の流れでございます。

①のほうで、児童育成手当や児童扶養手当システムから分かり得る支給対象者、ウの条件を満たす可能性がある方に対しまして、③の案内文書等を送付いたします。その後、送付を受け

た方や広報等をご覧になった希望者の方、それらの方が④の申請を受け、⑤の本人同意に基づく要件確認及びシステムの登録を行い、⑥以降の流れに沿いまして、記載のとおり給付金を支給いたします。

ここで、資料の3ページのほうにお戻りください。当初の資料の3ページでございます。こちらの諮問事項、ひとり親世帯等応援臨時給付金給付事業の実施に係る児童育成手当システムの改修等についてでございますが、情報項目欄の2の記載項目は、記録項目でございますが、受給者氏名、住所、生年月日、電話番号、住民番号、申請日、認定日など、記載の内容でございます。

また、一番下の開発等を委託する場合における個人情報保護対策でございますが、運用上の対策として、区と委託先の契約書には、「特記事項」を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させます。また、システム開発及び変更作業は、改修のプログラムを委託先で作成し、そのプログラムを児童福祉総合システムに適用させ、データの持ち出しは行わせません。また、委託先が実施する検証作業は、テストデータを使い、実データを使用した検証作業は区職員が行い、個人情報を取り扱わせません。また、委託先が当該システム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施いたします。システム上の対策としましては、外部ネットワークから不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じます。また、ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させます。また、OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏洩を防ぎます。また、職員がシステムを使用する際は、ID、パスワードによる認証及び利用者管理のため、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行います。また、システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施いたします。

5ページをご覧ください。こちらのほうは報告事項、本事業の実施に係るシステム改修業務等の委託についてでございます。委託先は株式会社電算でございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目は、こちらに記載のとおりで、保守業務におきまして、受給者にかかる氏名等の情報項目の取扱いを挙げられますが、システム改修業務では、先ほどご説明いたしましたように、個人情報は直接取り扱わせません。

委託理由につきましては、上記委託先は、本システムの開発事業者であり、システムの改修業務及び保守業務を安全かつ効率的に行うことができるためでございます。

委託の内容は、システム改修業務及び保守業務でございます。

委託に当たり、区が行う情報保護対策及び6ページでございます受託事業者に行わせる情報保護対策につきましては、記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

【会 長】セキュリティアドバイザーからの意見をお願いします。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザー意見一覧をご覧ください。一覧の1行目の内容でございますが、アドバイザーのほうに事前に確認していただいたところ、対策が十分にとられているというようなことでございました。意見を受けての担当課の対応といたしましては、システム改修時の実データを使用した検証作業、こちらにつきましては区が行うなど、情報保護対策を徹底するというようなことで回答をいただいております。以上です。

【会 長】それでは、ご質問かご意見ありますでしょうか。

ないようでしたら、改修については諮問事項ですので、承認。改修業務の委託については報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件はそういうことで終了といたします。

次は、資料23「ユニバーサルデザインまちづくり条例遵守基準適合証デザインコンペに係る業務の委託等について」。それでは、説明をされる方、資料を確認の上ご説明ください。

【景観・まちづくり課長】景観・まちづくり課長です。よろしくをお願いします。

それでは、資料の確認になります。まず、資料23、A4の縦の14ページにわたる資料が1つございます。もう1つ、資料23のうちカラーのA4横の1枚ものでございます。こちらでご説明をさせていただきます。

それでは、件名は、「ユニバーサルデザインまちづくり条例遵守基準適合証デザインコンペに係る業務の委託等について」になります。

次ページ目をご覧ください。

事業名になります。ユニバーサルデザインまちづくり条例遵守基準適合証デザインコンペ。

担当課は、景観・まちづくり課。

目的です。ユニバーサルデザインまちづくりの取組を行った施設所有者等に対し交付する遵守基準適合証のデザイン案を公募し、区民等に親しみやすく、なじみやすいものにする事で、ユニバーサルデザインまちづくりに対する区民等の意識を啓発していくためでございます。

対象者です。デザインコンペの応募者を対象者としてございます。

続いて、事業内容になります。本事業は、令和2年3月に制定されました新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例を受け、遵守基準適合証のデザイン案を区民等から公募するデザイ

ンコンペを開催することで、ユニバーサルデザインまちづくりの理念及び取組を周知啓発する事業でございます。

なお、事業内容及び委託内容につきましては、資料23-1を使って説明をさせていただきたいと思っております。

申し訳ございません。この資料23-1の左上に「整備基準適合証」と書かれていますが、正確には、件名にありますように「遵守基準適合証」になってございます。大変申し訳ございません。お詫びして訂正させていただきます。

遵守基準適合証デザインコンペに係る個人情報の流れでございます。左側の緑色の枠で囲まれたのが応募者になってございます。応募者の情報としましては、①から④まででございます。氏名、連絡先（電話番号）、年代、作品情報でございます。

また、真ん中に紫色で囲まれたのが、現在、区から委託をする委託先でございます。株式会社ポリテック・エイディディになります。ポリテック・エイディディの業務の内容としましては、デザインコンペの企画・全体統括、また作品の管理及びリスト作成をしております。その下の水色で囲まれた部分が再委託先でございます。株式会社公募ガイド社で、プライバシーマーク取得済みの会社でございます。こちらの再委託先で、デザインコンペ応募サイトの開設・運営を行ってまいります。そこで収集した情報等を区とのやりとりで取り扱うものでございます。

流れとしましては、まず緑色、左側の応募者から作品データの提出がでございます。データの提出方法としては2つございまして、1つが、まず区に直接持参、郵送するパターンになります。右のほうを見ていただくと、黄土色で新宿区と囲われた部分がでございます。区では、直接持参された資料等につきましては、応募者情報としてデータを委託先のほうに送るものでございます。ただ、その際には、ファイルの暗号化、施錠付き鞆等で持ち運びを行ってまいります。

もう1つの応募の方法としまして、Web、インターネットで提出する方法がでございます。その際は、再委託先であります株式会社公募ガイド社が設置しますデザインコンペ応募サイト、こちらのほうに応募します。こちらのほうでの応募者情報につきましては、保存先をコンペごと独立させ、セキュリティを図ってまいります。そこで出た情報、応募者のデータにつきまして、委託先のほうにデータの提出がございまして、委託先のほうで④データの整理及び作品リストの作成を行うものでございます。データの提出につきましては、先ほどと同じように、ファイル暗号化、施錠付き鞆等で持ち運びを行います。また、再委託先及び委託先におきまして、募集締め切りの後は、委託先または区にデータを提出した後は、応募者情報を削除し、証

明書を区に提出することとしています。

委託先または再委託先におきましては、ID／パスワードの認証、ファイア・ウォールの設置等、セキュリティを図るとともに、サーバの監視、バックアップの実施、サーバの脆弱性の検査等を現場はしていくものでございます。以上が、個人情報を流れでございます。

資料23の2ページのほうにお戻りください。下のほうにあります、2スケジュールになります。令和2年12月、デザインコンペの募集開始を行いまして、令和3年1月、デザインコンペの募集締め切り、審査開始、令和3年3月に受賞作品の決定を行うものでございます。

3ページ目をご覧ください。別紙（業務委託）ということで、件名、ユニバーサルデザインまちづくり条例遵守基準適合証デザインコンペに係る業務の委託についてでございます。

保有課は、景観・まちづくり課。

登録業務の名称、ユニバーサルデザインまちづくりの推進。

委託先、株式会社ポリテック・エイディディです。

委託に伴い事業者処理させる情報項目また処理させる情報項目の記憶媒体等、先ほどの資料23-1の説明のとおりでございます。

その下、委託理由でございます。本業務は、ユニバーサルデザインまちづくりの周知啓発のため作成する、標示物のデザイン案を募る普及啓発に係る業務です。上記委託先は、令和元年度から条例の策定支援及び普及啓発活動の開催等支援を行うなど、区のユニバーサルデザインまちづくりに係る業務に精通しているため、本事業も迅速かつ的確に業務を遂行できるため選定するものでございます。

委託の内容等につきまして、先ほどの説明のとおりでございます。

委託の開始時期及び期限は、審議会承認日から令和3年3月19日を考えてございます。

委託にあたり区が行う情報保護対策につきましては、運用上の対策とシステム上の対策がございます。こちらにつきましては、その下の5ページでございます特記事項及び区のほうの委託の仕様書のほうで制限をしていきたいというふうに思っております。

その下です。受託事業者に行わせる情報保護対策につきましては、4ページをご覧ください。4ページのシステム上の対策のところになります。1番目、許可された職員以外は操作できない設定を必ず行わせます。2番目、ファイア・ウォール等により外部によるサーバへの侵入を防止させます。3番目、サイバー攻撃からの情報漏洩を防止させる。4、ウイルス感染等の対策をさせます。5番目、不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施させます。6番目、サーバ監視等及びデータのバックアップ等を行わせるものでございます。

続いて、9ページをご覧ください。こちらは件名、ユニバーサルデザインまちづくり条例遵守基準適合証デザインコンペに係る業務の再委託についてというものでございます。

保有課等につきましては、先ほどの説明と同じでございますが、再委託先としまして、株式会社公募ガイド社を予定してございます。

その下の再委託の理由のところになります。本事業におけるデザインコンペの募集については、区民等から広く案を募集するため、デザインコンペ応募サイトを開設します。サイトの開設・運營業務については、専門的な知識やノウハウを有する事業者に委託することで、効果的かつ効率的に業務を行うためでございます。上記再委託先につきましては、国内最大級のコンペ情報サイトを有し、官公庁が主催するコンペにも多く携わってございます。ノウハウや実績に加え、プライバシーマーク取得等、十分な個人情報保護を講じることができると判断したためでございます。

再委託の内容としましては、デザインコンペ応募サイトの開設・運営。

再委託の開始時期及び期限は、審議会承認日から令和3年3月19日でございます。

また、その下の再委託にあたり区が行う情報保護対策、次のページの再受託事業者に行わせる情報保護対策につきましては、先ほどの委託先に行わせるものと同じセキュリティについて制限をかけていきたいというふうに考えてございますので、説明は割愛させていただきます。

簡単ではございますが、説明は以上になります。よろしく申し上げます。

【会 長】事務局のほうからセキュリティアドバイザーの意見について報告してください。

【区政情報課長】アドバイザー意見一覧をご覧ください。2行目になります。アドバイザーのほうからは、必要となる十分な対策はとられているものの、さらに以下の内容について助言するというところで、意見があります。

Amazonが提供するクラウドサーバについては、格納時に情報の暗号化が行われるということで、特段の問題がない。ただしということで、念のため、再委託先がこちらの求めるサービス品質水準（通信速度とか、障害やメンテナンス等による利用不能時間の年間上限など）を満たした上で、Amazonが提供するクラウドサーバを利用しているか確認するとなお良いという助言をいただき、担当課のほうの回答でございますが、再委託先に対し、デザインコンペ応募サイトの運営にあたってのサービス品質水準を満たした上で、Amazonが提供するクラウドサーバを利用しているということを確認したという回答をいただいております。以上です。

【会 長】それでは、本件について、ご質問かご意見がありましたらどうぞ。伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】今回、2つの方法でデータ提出があると思うのですが、特にクラウドサーバを使ったほうに関して、クラウドに保存するという方式をとっているにもかかわらず、CD、DVDを使ってデータのやりとりをするということになっているようなのですが、これはクラウドに直接アクセスするというのではなくて、つまりCD、DVDだけで処理するということもあるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【景観・まちづくり課長】ご質問のとおりでございます。区のほうからクラウドに直接アクセスというのをせずに、CD等でやりとりを行うものでございます。

【伊藤（陽）委員】ちなみに、そうした理由はどうしてなのですか。そもそもクラウドに保存されているのだったら、直接見に行ったほうが楽な気がしますし、運ぶときにもいろいろ問題が生じる可能性もあるのではないかなとも思ったのですが、どうなのでしょう。

【景観・まちづくり課長】今の区のシステム上からクラウドに行くよりも、CD-Rのほうがセキュリティ上は高いということが、この委託先及び再委託先との協議の中で出てまいりまして、そういった観点で直接行くのはやめるという判断をしたものでございます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】分かりました。どういう経緯でそうなったかというのは詳しくは分かりませんが、そういう判断をされてということであれば、そうなのかなと思いました。

あと、クラウドサービスを使用するときのセキュリティ対策とか情報保護対策の話なのですが、例えばこの10ページに書いてあるID/パスワードによる認証というのが、クラウドサービスを使用するときに使われるというふうに書いてあるのですが、通常、このクラウドサービスに関しては、ID/パスワードで入れる可能性があると思うのですが、クラウドに対しては、特にサーバをいじるときに関しては、IDとパスワードで入るという方法を使わないことのほうが多分多いと思ってまして、基本的には鍵を使って、暗号化されたような鍵を使って入るということにしたりとか、あとはID、パスワード使う場合でも、例えばAmazonのサービスを使う場合というのは、ID/パスワードプラス例えば固定の携帯電話に対して何かメールを送って、それで認識するみたいな、個人を特定できるような認証をしていることが、特にクラウドサービスというのは一般的だと思うのですが、これはID/パスワード以外の方法で認証するというのも、何か確認はされているのでしょうか。

【景観・まちづくり課長】確認をした上で、これも再委託先との協議の中で、こういった方法がとれるのかという協議の中で、ID/パスワード等による認証を行わせるということで、一応

協議をしたものでございます。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。多分ここはクラウドサービスを利用するときというのは、ID／パスワードではちょっと弱いのではないかという話に当然なるというふうに思っているのですけれども、そのあたりは、クラウドサービスを使うときの基準というのは、通常よりも厳しく扱う必要があると思っていて、特にサーバにアクセスするときは、ID／パスワードだけで入るといったことは普通はないと思うので、そのあたりも見直していただきたいと思います。

【区政情報課長】現時点では、今委員がおっしゃるように、クラウドサービスを利用する際のパスワード設定の統一的な基準とか推奨基準みたいなものは設けていないのですけれども、今、区が扱う、区が保有する個人情報クラウドで保管する、あるいは利用するというサービスがどんどん増えていきますので、ワンタイムパスワードとか二段階認証、それで確認をするというような方法が幾つかとられていますので、今後、考えていきたいと思っています。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】これで最後にしますが、このクラウドサービスを使う場合は、サーバ自体にID／パスワードで入ることもできるのですけれども、通常はそういう方法はとらないというのが一般的なクラウド管理になっているので、新宿区のほうにもこういう案件がやっぱり増えてきているので、内部の方が1回Amazonのクラウドサービスを試しに使ってみて、いろいろな方法があるということを知っていただいた上で、ここはこういう管理をしたほうがいいのかというの、ID／パスワード以外に考えていただいて、これは見直したほうがいいのかということをお願いして終わりにします。

【会 長】よろしく申し上げます。

ほかにご質問か、ご意見ございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】今回、デザインのコンペでこういったサイトを使ってということで、ちらっとこういったサイトもありますけれども、各地の企業、団体さん、これは官公庁ないしは自治体が、デザインを募集したり、様々な募集をするときに使っていて、たくさんのデザイナーさんであるとか、アーティストさんとか、活用されているということはよく分かっています。ただ、5年くらいこの審議会をやっていて、初めてサイトを使ったコンペを行うのではないかとこのように思うのですけれども、これまでこういった公募の外部認証を行わせた経験というのはどれぐらいあったのでしょうか。

【会 長】お答えください。事務局のほう。

【区政情報課長】ここ数年で言いましても記憶にないということもございますが、恐らくクラウドサービスで構築した応募サイトを介したコンペというのは、案件としては初めてだというふうに認識しております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】今までは恐らく広報とか区のホームページを通じて、皆さんに知らせて、主に区民の方がそれを知って、直接やるとか、あるいは郵送とか、そういう形で作品を寄せていただく。こういった手順をとっていったら、基本的に個人情報については、新宿区の中で処理をしていたということですね。それが今回外側に委託をしていくことになったということは、一定のリスクを負うことになるわけですが、そうしてでも、こういった形でのコンペでやりたいというふうに考えたのはどうしてなのでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【景観・まちづくり課長】今回、ユニバーサルデザインまちづくり条例というものを新宿区で設定をしまして、この10月1日から全施行でございます。条例の検討の段階から、この条例をつくるのが目的ではなく、それをどう周知させるのかというような見方を含めて、ご意見をいただいたところで、実は、年度の当初は、ワークショップやシンポジウム等を周知として考えていましたが、コロナ禍の影響もあって、それが実施できない中で、何か広く周知ができないかというのを、担当を含めて検討をした中で、こういったサイトを活用するのがいいのではないかとということで、今回、チャレンジさせていただくという形になります。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そういった政策の目的は分かりました。そこは、最初も言いましたように個人情報保護審議会のテーマとずれますけれども、この周知をする対象というのは区民であるはずで、また、その区民の方たちに、これに親しんでいただくために、このコンペに参加していただき、何かしらの機会を使って自分の作品を世に出したいという方についても応募を募ると。今回の資料で「区民等」という言葉がよく使われていますけれども、場合によっては、区以外の方の応募のほうが多くなる可能性もあるかなという感じがしております。そういった意味では、本当に主な対象としている区民の方々に対する周知について、このサイトをしっかり活用してほしいと思います。以上です。

【会 長】ほかに、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、これは業務委託に関する報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょうか。

では、本件は了承ということにします。

次は、資料24「新宿区学童クラブにおける児童指導業務の委託について（委託先の追加）」であります。説明者は、資料確認の上、ご説明ください。

【子ども家庭支援課長】子ども家庭支援課長です。どうぞよろしくお願いいたします。

では、資料の確認をさせていただきます。資料24のホチキスどめのもの。それから、A4横、カラー刷りの参考24-1という1枚ものの資料でございます。お手元でございますでしょうか。

それでは、説明をさせていただきます。「新宿区学童クラブにおける児童指導業務の委託について（委託先の追加）」というものでございます。

資料を開いていただきまして2ページをご覧ください。

学童クラブの事業内容でございます。小学生が放課後を過ごす居場所といたしまして、保護者の就労や疾病等の理由により、家庭になりかわりまして、その小学生のお子さんをお預かりし、放課後の遊びと生活の指導を児童指導員が行う「学童クラブ事業」を業務委託で行っております。

このたび、これに対して児童数が多い地域がありますので、学童クラブを新規に開設するものでございます。新規開設する学童クラブでございますが、名称といたしましては鶴巻小学校内学童クラブ、定員の規模としては20名を予定しております。開設の予定日ですが、令和2年、本年の11月1日を予定しております。事業の内容といたしましては、3番のほうに掲げております。

続いて、3ページのほうをご覧ください。

表の上から3段目ですね。委託先のところでございます。白丸の下から3番目、太字で鶴巻小学校内という追記をさせていただいております。こちらは区内の高田馬場第二、それから戸塚第二小学校内、それから中井学童クラブは、既に活動をさせていただいております株式会社キッズベースキャンプに委託をするものでございます。

次の行の委託に伴い事業者処理させる情報の項目から、下から2つ目の行にございます、委託の内容、これにつきましては従来から変更はございません。

一番下の表でございます。委託の開始時期及び期限でございます。学童クラブ事業は、単年度の事業委託としてございますが、新設いたします鶴巻小学校内学童クラブについては、開設の11月1日から今年度末の令和3年3月31日まで、業務委託をさせていただくというものでございます。

続いて4ページをご覧ください。委託にあたり区が行う情報保護対策でございます。運用上の対策といたしましては、情報セキュリティポリシー及び新宿個人情報保護条例の遵守とか、委託先に情報を提供する際は手渡しで行う。それから、区の職員が立入り調査を実施させていただき、こういった取組みをさせていただくものでございます。

それから、受託事業者に行わせる情報保護対策でございます。こちらにつきましても、取扱責任者をきちんと指定すること。また、さらには情報の保管については施錠できるキャビネット等に保管させる。また、この業務の実施場所以外に個人情報を持ち出さないといったようなこと。さらには、委託業務の履行にあたり、不用になりました情報については速やかに区に返還させ、また、パソコン内に入れたものに関しては消去させる。そういった対策をさせていただきたいというふうに考えております。

雑駁ではございますが、説明は以上です。

【会長】本件についてご質問かご意見はありますか。

それでは、本件は業務委託なので、了承ということでよろしいですか。

本件は了承ということで終了いたします。

次が、資料25「食品衛生申請等システムに係る外部結合について」。説明者は、資料の確認の上、ご説明をお願いします。

【衛生課長】衛生課長でございます。私のほうから、資料25に基づいて「食品衛生申請等システムに係る外部結合について」の説明をさせていただきます。

では、資料の確認をさせていただきます。資料25が1ページから4ページ目まで。それから、資料25-1、A4の横で食品衛生申請等システムに係る個人情報の流れ、それから資料25-2、食品衛生申請等システム項目一覧でございます。こちらの項目一覧につきましては、2つ内容がございます。1の営業者地位承継届に関わる項目といたしまして1ページ目から5ページ目まで、6ページ以降が、それ以外の届出に関わる項目となっております。資料につきましてはよろしいでしょうか。

それでは、資料の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

では、1ページをおめくりいただきまして、事業の概要でございます。

事業名が、食品衛生申請等システムでございます。

担当課、衛生課でございます。

システムの目的でございますが、国が全国共通で運用する「食品衛生申請等システム」を導入することで、営業許可等の手続きの効率化、食品関係事業者の行政手続きの負担の軽減を図

るというものでございます。

対象者につきましては、区内で営業等を営む食品関係事業者でございます。こちらが申請者または届出者となっているところでございます。

事業内容でございますが、現在、区では食品衛生法に基づく申請等につきまして、紙ベースで受け付けをいたしまして、区で導入している「保健情報システム・対物系食品衛生サブシステム」のほうに入力をして管理を行っているところでございます。このたび「食品衛生法等の一部を改正する法律」が施行をされまして、その中心は営業届出制度の創設等になるのですが、それに合わせまして、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」に基づき、営業許可等の申請手続きの効率化、食品関係事業者の負担を軽減する必要性を考慮いたしまして、以下の機能を有する全国共通基盤の「食品衛生申請等システム」を整備したところでございます。こちらの国のほうで整備するシステムに、今回、区のほうで外部結合を行うというふうな内容でございます。

2番の食品衛生申請等システムの主な内容でございます。（1）申請・届出機能というところでございまして、食品関係事業者からの営業許可申請（変更・地位承継・更新・廃業等を含む）を受けて、保健所において申請内容確認、検査結果登録を行う。また、同じように届出も登録を行っていただいて、保健所のほうで受理する。（2）につきましては、食品等自主回収機能。それから、（3）の衛生証明書発行機能というところでございまして、こちらは、国や都で発行する証明に関するもので、区としてはこの機能は使わないということでございます。3は対象数といたしまして、新宿区内の管轄施設といたしましては約2万7,000件となっております。

それでは、資料25-1のほうをご覧くださいませでしょうか。食品衛生申請等システムに係る個人情報の流れでございます。左側でございますように、申請者、届出者につきましては、インターネット回線をつなぎまして専用サイトから申請・届出を行います。そういたしますと、区のほうに申請・届出があったというふうなメールが、右側でございますように、LGWAN回線を使って届くところでございます。こういった情報確認等に基づきまして、その申請の届出を、新宿区で受け付けをいたしまして、受け付けした内容につきまして、現地等に赴いて検査を行います。検査結果の内容を登録いたしまして、そういたしますと、また左側のほうにお戻りいただきまして、検査結果の登録の完了のメールが届きます。申請者のほうは、その結果の確認をシステム上で行うというものでございます。ただし、現時点では、営業許可証等につきましては紙での交付となりますので、最終的には一旦、区の窓口のほうに来ていただいて、

許可証を交付するという手続きになってございます。

下のほうは、紙による申請となっております。こちらは、食品衛生システムが導入された後も紙での申請自体は認められてございますので、紙で申請されてきた場合につきましては、区のほうで入力を行って、この食品衛生システムのほうに反映をさせると、そんな手続きになってございます。

では、申し訳ございません、資料25にお戻りいただきまして、3ページでございます。

結合の相手方につきましては、国でございます。

結合する理由は、先ほど申し上げましたところでございます。

結合の形態でございますが、LGWAN回線、総合行政ネットワークを介しまして、区と国のほうで結合するというふうなところでございます。

結合の開始時期と期間でございますが、令和3年6月1日からを予定しているということでございます。

この結合に当たりまして、食品衛生システムのほうの情報保護対策でございます。

運用上の対策としまして、外部結合に当たりまして、国のほうにつきましては行政機関の保有する個人情報保護に関する法律を遵守。区のほうといたしましては、「新宿個人情報保護条例」「新宿情報セキュリティポリシー」を遵守するということでございます。その他、国におきましても、同じように「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」、それから、その「統一基準」「セキュリティポリシー」の遵守を求めるということでございます。

システム上の対策でございますが、1にございますように、LGWAN回線を介した接続といたしまして、特定相手以外との通信は不可となっております。また、6番にございますように、システムのやりとりの際に、ユーザパスワードの確認措置を行うことにより、指定した担当職員以外の利用は行わないものでございます。

また、システムの情報でございますけれども、区市町村毎に、情報へのアクセスを制御いたしまして、他の自治体からは新宿区の情報が見られないというような形で、個人情報の保護を図るということでございます。

雑駁ではございますが、説明のほうは以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】事務局のほうから、セキュリティアドバイザーの意見を報告してください。

【区政情報課長】アドバイザーの意見一覧をご覧ください。一番下の行でございます。運用上の対策、システム上の対策は十分にとられているということでございますけれども、本案件に

については、令和2年度の第2回の審議会でも、住宅課の案件で同様の申請、それから届出者、それから新宿区を含む複数の自治体が、国が用意したシステム、それと外部結合するというような案件がございました。その際に、セキュリティアドバイザーから以下のような助言を受けております。

申請・届出者側の自治体側の機能、それからアクセスできる範囲について、開発元に確認をし、他自治体が不当に新宿区の情報にアクセスしないよう、対策をとることということで、意見をいただいております。今回も同様の案件ですので、担当課のほうから、自治体側の機能に対し、申請・届出者側の機能が制限されていることを確認したと。

また、他自治体ごとにユーザー認証を行うことで、情報へのアクセス制御を実施し、各自治体は、ほかの自治体の情報にアクセスできないということを確認したということで報告をいただいております。以上です。

【会 長】本件についてご質問かご意見はありますか。三雲委員。

【三雲委員】今回、保健情報システム・対物系食品衛生サブシステム、従前のシステムから全国共通の食品衛生申請等システムに移行していくわけですけれども、これは、新規の方たちからここに登録されるのか。あるいは、これまでサブシステムのほうで登録されていた方の情報についても、この新しいシステムに情報を移行させていくというような形をとるのでしょうか。

【会 長】ご説明を。

【衛生課長】今ご質問がありました、この保健情報システム、既に導入しているものにつきましては、こちらは引き続き利用していくという形になります。国のほうの食品衛生申請等システムにつきましては、主に施設の台帳といいますか、そういったものを目的に、構成されるものですので、区のほうのこの食品衛生サブシステムにつきましては、例えば実際に立入り調査の結果であるとか、そういったものを記録していくというところで、目的自体が異なるということでございますので、こちらのほうで、来年の6月1日以降、このシステムの導入というか利用が始まった後でも、こちらのほうのシステム自体は継続して使用していくというような形をとります。過去のを移行する予定はございません。

【三雲委員】そうすると、新宿区においては、2つのシステムを使って管理をしていくと、そういったことですか。

【衛生課長】今後の国のシステムのほうの機能強化等があるかもしれないですけれども、現在の予定としましては両方、2つのシステムを使っていくという形になります。

【三雲委員】そうすると、区内の事業者さんに関しても、サブシステムで収集して、取得して、

管理している情報項目と、国のシステムで収集、管理する情報項目、2本立てになるのですが、どのような点で違いがあるのか、あるいは全く同じなのか、その点についてご説明ください。

【衛生課長】こちらのほうの今のシステムにつきましては、店舗ごとに、いつ、どんな指導をしたとか、数的要求自体を残していくのですけれども、国のほうはあくまでも営業者の基本的な情報をベースとして飲食店の情報を記録するということですので、その部分につきましては、相違が出てくるというところになります。

【三雲委員】分かりました。それでは、国のほうは、今回のこの資料25-2を見ると、かなり個人情報は何回にもわたって収集するのかなということがよく分かるのですけれども、当然、国のルールと、新宿区が持っている個人情報保護条例が違うのですね。そうすると、当然、国が管理する部分については国のルールが適用されて、区のルールは適用されないのか。恐らくそうではなくて、結局、この資料25-1というものに、新宿区のほうも食品衛生申請等システムに載っている情報を利用する以上、二重にこれはルールが適用されている形になっているのですけれども、そのあたりでちょっと気になってくるのが、ルールの中に少し差異があるのですよね。大きなところでは国の持っている情報に関しては、一種の加工情報なのです。加工することによって、自由に活用することができたりとか、場合によっては第三者に提供することができたり、そういうこともできるようになるわけなのですが、新宿区の条例ではそういったことは認めていない。その場合、この新宿区の利用者に関する情報は、国のルールに従って加工されて、外部に出ていくことがあり得るのか。あるいは、新宿区のルール、厳しいルールに従って、そういうことはできないような決まりになるのか。

【衛生課長】今の委員からのご指摘につきましては、確認のほうはできていない状態なのですが、個人情報の基本的な考え方としては厳しいほうにということでございますので、そこら辺につきましては、そういったことで、国のほうに確認していきたいと思えます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】多分国のほうは、自治体ごとに全然ルールが違って、国のルールとは違っているというのがあって非常に問題視しています。その中でこういった形で全国の情報を統一的に取り扱うというシステムを導入されるということは、恐らく国のレベルに合わせて運用していくということを想定しているのだと思うのです。ただ、そこで新宿区はどういうふうな対応をとるのか、それについてはしっかりと確認して行ってほしいと思えます。以上です。

【衛生課長】補足です。この飲食店につきましては、一定程度の、例えば営業者の店舗の住所であったり、所在地であったり、それから営業者の氏名であったり、そういったものについて

は公表しているものでございますので、全ての情報が駄目ということではなくて、そういった部分について、活用できるかどうかにつきましては、しっかり確認していきたいと思っております。

【会長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは一応法令等に基づく報告事項ということなので、了承ということでもよろしいでしょうか。

では、了承ということで本件は終了いたします。

【会長】次が資料26「高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）における相談受付及び支援等業務の委託について（委託先の追加）」です。説明される方は、資料の確認の上、ご説明をお願いします。

【高齢者支援課長】高齢者支援課長でございます。よろしくお願いいたします。

本件の説明に当たりましては、配付資料でございますが、まず資料番号26でございます。それから資料26-1、それから資料26-2、それから、横書きになりますが、参考26-1という資料、以上を用意させていただいております。過不足等ございますでしょうか。なければ説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、資料26をご覧ください。めくっていただきまして2ページ目でございます。

事業の概要でございます。平成18年度より、新宿区では、介護保健法に基づきまして、区内9カ所に高齢者の相談拠点といたしまして地域型の高齢者総合相談センターを設置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう相談受付及び支援等の業務を、業務委託で実施してございます。

このたび、柏木地区に居住する対象者の増加傾向を受けまして、より地域の皆様に身近な場所での相談等の対応をしていただけるよう、令和3年1月より、柏木角筈高齢者総合相談センターの担当地区を分割し、柏木地区に新たに柏木高齢者総合相談センターを分割設置いたします。

委託先の法人につきましては、これまでと変更なく、社会福祉法人新宿区社会福祉事業団に委託をする予定でございます。

2番の分割開設日でございますが、令和3年1月1日でございます。実際の業務につきましては、年始のため令和3年1月4日からの業務開始となります。

3番でございます。事業内容につきましては、これまでの各高総センターと同様に、（1）から（12）までの業務内容で変更はございません。

4番の対象者の数等につきましては、記載のとおりの内容でございます。

次に、別紙（業務委託）の資料をご覧ください。

登録業務の名称につきましては、地域包括支援センターの管理運営、介護予防ケアマネジメント、介護保険業務でございます。

委託先につきましては、お手元に配らせていただきました、資料26-1の新宿区高齢者総合相談センター委託先法人一覧をご覧ください。

事業内容でご説明をさせていただきましたとおり、柏木角筈高齢者総合相談センターの担当地区を分割いたしまして、柏木地区に柏木高齢者総合相談センターを分割開設いたします。なお、現在の柏木角筈高齢者総合相談センターにつきましては、名称を変更いたしまして角筈高齢者総合相談センターとして、角筈地区を担当いたします。

次に、委託に伴い事業者処理させる情報項目でございます。こちらにつきましては、取り扱う情報項目に変更はございません。

次に、委託理由でございますが、本業務につきましては相談受付、支援等の業務については専門的な知識が必要であり、ノウハウを有する事業者に委託することで、円滑に事業を実施するためでございます。

委託の開始時期でございます。令和3年1月1日から令和3年3月31日までで、次年度以降も、同様に業務委託を行っていく予定でございます。

委託にあたりまして区が行う情報保護対策につきましては、記載のとおり、運用上の対策といたしまして、区と委託先との契約書には、「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー、それから新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記をしております。また、区職員が立入り調査を実施するなどして、情報の管理等についての状況を確認しております。

システム上の対策につきましては、4ページでございますが、1番から6番までの記載の対策をとった上で業務を行っております。

受託事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、運用上の対策で1から7の記載事項、それから、システム上の対策といたしまして1から6の記載事項で、それにつきましては、これまでどおり特に変わりはありません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】 本件について、ご質問かご意見ございますでしょうか。分割するだけのことのようなので、それでは報告事項ですので、了承ということよろしいでしょうか。

本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは、最後の議題にいきます。資料 1 1 「令和元年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について」でございます。事務局のほうでご説明をいただきます。

【区政情報課長】まず、運用状況のご報告について、本来は公表前にご説明をさせていただくところ、案件が多くて未審議が続き、この時期になってしまいましたことをお詫び申し上げます。

机上にこちらのピンク色のファイルを用意させていただきました。そちらで説明をさせていただきたいと思います。

令和元年度の新宿区情報公開制度、主に個人情報保護制度の運用状況についてでございますけれども、毎年こちらは区の運用状況を取りまとめて報告しております。

報告させていただく項目については、ファイルをめくっていただいた 1 ページ目に、目次が出てございますけれども、1 の公文書公開請求の状況から、1 7 の防犯カメラの状況まで、1 7 の項目について公表をしてございます。例年は本編を作成して、本編で説明をさせていただきましたけれども、前回、概要版のようなものがあつたほうがいいのではないかというようなご意見も審議会のほうからいただきまして、今回、概要を併せてつくらせていただきましたので、本日は概要に沿って説明をさせていただきたいと思います。

ファイルの一番後ろのほうにインデックスがついてございまして、概要という印がついているものの 1 ページ目を、ご覧いただけますでしょうか。

1 枚目が公文書公開請求の状況というようなタイトルになっていますページでございます。よろしいでしょうか。

まず、公文書公開請求の状況でございます。公文書公開請求の制度なのですけれども、情報公開条例に基づく請求でございまして、区民の方の知る権利を保障する。それから、区が保有する情報について、区民の方へ説明責任を果たすための仕組みです。元年度の本請求につきましては 2 6 4 件でございました。前年度比で 1 2 4 件の減ということになっております。全部公開が 1 4 0 件、部分公開が 9 6 件、非公開が 1 1 件ということになってございます。

恐れ入ります。概要の 3 ページをご覧いただけますでしょうか。請求が多かった部署を順番に載せてございますけれども、令和元年度で言いますと、食品衛生施設一覧、それから理容所や美容院などの担当を行っている衛生課、こちらが一番多い請求先となっております。それから、2 番目が道路課でございますけれども、こちらは道路維持工事や設計書などの公開請求が多かったということで道路課になっております。また、複数課にまたがる公文書の取りまとめを行った区政情報課が多いというような状況になっております。

続きまして、4ページをご覧くださいませでしょうか。今回は自己情報開示請求の状況です。今回、自己情報開示請求のほうについては、自己を本人とする個人情報の開示を請求する権利を、自己情報コントロール権を有していることを明らかにした仕組みになっておりまして、元年度につきましては、149件の自己情報開示請求がございました。前年度と比べまして16件の減になっております。全部開示が88件、一部開示が26件、非開示が32件というような状況になっております。

恐れ入ります。6ページをご覧ください。こちら分野別の請求状況ということで、どういう課が請求が多いのかを示したものになっております。最も多いのが戸籍住民課、それから、各特別出張所に、自分の戸籍や住民票等が第三者にとられているかどうか確認をしたいなどの理由で、自己情報の開示請求が多いというような状況になっております。それから、介護保険についても、介護保険の認定情報の関係で、自己情報の開示請求が多くなっているところです。内訳については、本編のほうにも詳しく出ていますのでご覧いただければと思います。

それから、続きまして概要版の7ページをお開きいただけますでしょうか。個人情報の業務登録でございます。保護条例の10条の第1項に基づいて、各課が個人情報を取り扱う業務を廃止した際に、登録簿を作成し管理を行う仕組みになっております。令和元年度は、トータル2,370件が業務登録の数としてはございます。内容としましては、東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成事業とか、プレミアム付商品券事業など、そういったものがございまして、前年度と比べまして22件の増というのがございます。

続きまして、概要版の8ページをご覧くださいませ。こちらは個人情報のファイル登録の状況です。こちら、保護条例の10条の2項に基づきまして、各課が個人情報ファイルを作成、処理する場合に、登録簿を作成し、ファイル内容の管理を行うというようなものになっていまして、令和元年度はトータルで465件ございます。

続きまして、業務委託の状況ということで、9ページをご覧ください。令和元年度の業務委託の総数、こちらは453件になっております。新宿2020サポーターの運營業務、それから先ほどのプレミアム付商品券の事業など、新規委託の増によりまして、前年度と比べまして10件の増となっております。こちらの業務委託については年々増加傾向にあるというのが1つ言えるかと思えます。

続きまして、10ページをご覧ください。目的外利用、そして、その下の外部提供の状況でございます。まず、目的外利用でございますけれども、令和元年度は33件となっております。プレミアム付商品券事業など目的外利用の増がありまして、前年度と比べまして10件の増と

なりました。続いて、その下の外部提供の状況です。令和元年度の外部提供につきましては、65件、前年度と比べまして11件の減というふうになっております。実績の主なものは、捜査事項照会によりまして、警察へ提供したというようなものが多くございました。

続きまして、11ページをご覧ください。外部電子計算機との結合状況、外部結合でございます。個人情報処理のために、区の機関以外のものが管理をする電子計算機との通信回線を使った結合を指すものでございます。元年度の外部結合につきましては、66件、前年度と比べまして10件の増となっております。こちらも増加傾向になっておりまして、区の事業の形態も、国あるいは国保連やJ-LISなど、関係機関のシステム、それと通信回線を介して行うものが増えてきているということで、外部結合の件数も増加傾向にあるのかなというふうを考えてございます。

同じページのその下が、指定管理者による公の施設の管理状況ということで記載をしております。令和元年度の指定管理者の導入施設、区立の東戸山高齢者在宅サービスセンターの廃止があったことから、前年度比で1件の減、95施設でございました。

概要版としましては以上なのですが、本編のほうには、実習生の受入れ状況、それから派遣労働者の受入れ状況、また防犯カメラの設置状況について記載をしておりますが、説明については割愛をさせていただきたいと思っております。

区政情報課のほうでは、こうした毎年の運用状況を確認する中で気づいた点、改善したほうがいいのではないかという点については、庁内の説明会や、個々の担当課へのアドバイス、支援の中で、適正に運用が図れるように行って、こうした運用状況については把握していきたいと思っております。

説明については、雑駁ですが、以上でございます。

【会長】では、今の資料につきまして、ご質問かご意見がありましたら、どうぞ。藤原委員。

【藤原委員】この運用状況ということで出していただいたのですが、これは例年出していただいているものというような感じなのですが、ちょっと気になるのが、例年にはなかったような事態があった場合の対応というか報告なのですが、このスポーツセンターのトレーニングルームから個人情報が流出したという、本来あってはならないような、通常だったらいふような事態があったと思うのですが、そのことについて、項目を立てて報告するとか、この報告とは別に、捜査の関係もあるでしょうから、中間報告みたいな形で、何らかの形で、項目を立てるか、別途行うかをすべきではないかと思うのですが、この辺簡単に説明していた

だければと思います。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】委員から今ご指摘ありましたとおり、元年度についてはスポーツセンターの事故の案件がございました。運用状況をまとめる際に、区政情報課でもそのことについては検討事項ということで挙げたところではございます。スポーツセンターについては、昨年度、複数回にわたりまして個人情報保護審議会のほうに、発生した際、あるいは途中経過等についてご報告をさせていただいているというようなことがございましたので、改めての、事務局としての報告はさせていただかなかったということがございます。

また、運用状況に載せるかどうかというようなところもありましたけれども、こういった形で審議会のほうに担当課が報告をしているということで、運用状況には、新たな項目を1つ立てているというようなことは見送らせていただいたのですけれども、区民の方への公表の仕方については、検討をしているというようなところでございます。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】今検討しているということですが、確かにこの審議会には何度か報告がありましたけれども、区民の方に対してどういうふうにきちんと説明していくかという点は、やっぱり重視すべき点としてあると思います。区のホームページなんかでも、新宿区立新宿スポーツセンターにおけるトレーニングルームの登録申込書の盗難についてというページがありますけれども、いろいろな情報、今まで委員会で報告したものに比べると、内容がコンパクトなものになっていますし、区民の方に対してはきちんと開示して、どういうふうになって、その後どういうふうな対応をきちんととってきたというようなことを、これはきちんと示すべきだと思いますので、検討ということですがけれども、ぜひその辺をしっかりと進めていただきたいと思っています。

【区政情報課長】担当課のページには、スポーツセンターの事故というページがございますけれども、引き続き考えていきたいと思っております。

【会 長】この運用状況は、もともと何に使うのですか。どういうふうにするのですか。

【区政情報課長】大変失礼いたしました。一番冒頭に申し上げなければいけなかったのですが、条例及びその条例施行規則に基づきまして、毎年、前年度の運用状況について、区民の方にはきちんと適正にその両制度が運用されているということをお知らせするために、ホームページとか区の広報でもお知らせをしているところでございます。ですので、審議会の委員の皆様にはもちろんのこと、区民の方に、適正に制度が行われている、あるいはどのような

手続で両制度が進んでいるのかというのを、透明性を高める意味でもお知らせしているという
ようなところでございます。

【会 長】今日ここに配られているもの全体が、新宿区のホームページから入っていけば全
部見られるということですね。どうぞ。

【区政情報課長】会長がおっしゃるとおりでございます。

【会 長】分かりました。ほかに何かご質問かご意見ございませんか。三雲委員。

【三雲委員】見させていただいて、内容のほうも様々分析いただいていると思います。

今後、区や国やその他の機関が、民間の事業者を活用して事業を進めていく必要が出てくる
と思うのですけれども、新宿区が考える個人情報保護というものを、どこまでこういった形で、
外部結合とか業務委託という実態に合わせて運用していくのか、そのルールの見直しが多分、
場合によっては必要になってくるのかもしれないですが、こういったことに関して、区のほう
ではどういった検討を今、されているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】今、委員からご指摘がありましたけれども、かなり事業の形態が多様化して
います。民間のシステムあるいは国や関係機関のシステムを共同で使う。また、今後、デジタ
ル化とか統一的なというようなところで、クローズされたシステムにこだわってられないよ
うな時代になっていますので、もちろん、新宿区の個人情報保護条例というのはかなり、ある
意味で保護という立場に立つと厳しい水準で規定が様々ルール化されているかと思いきや
けれども、場合によっては、時代の流れに即して、ルールの変更や見直しというのも今後必要にな
ってくるのかなというふうには思いますけれども、まず、区民の方の個人情報の保護をする
という立場から、どう事業を進めていくのかというようなところで、一歩進んだ形で民間の事業
者に申入れをしたりとか、国にも申入れをしたりというようなことが、現状でございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】もちろんそういったせめぎ合いの中でルールというのは、そのときそのときで変
わってくると思います。同時に、区民の方々に、新宿区の個人情報保護のレベルというのはど
ういったものになってきたのか、自分たちの個人情報はどう管理されているかということに
ついて、しっかり説明するよう努めていただきたいというふうに思います。

もう1点、今回、目的外利用というのものも、これは経済対策であるとか、あるいはコロナ対
応というのを含めて、国が新たな事業をしようといったときに、自治体が持っている制度を使
って事業をしていこうとする。その結果として、もともと、集めたときに想定されているのと

は違う形でそういった個人情報を使わざるを得ないということがあると思います。多分、今後こういったことは予想されると思うのですが、こういった目的外利用がどんどん増えてくれば、毎回毎回、審議会を通すのかとか、非常に時間的に余裕がない中で事業を進めなければならぬ状況が生まれると思うのですが、今後どういう形でこういったものに対処していくのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【区政情報課長】 目的外利用については、本来最初の収集した時点の目的の範囲内というのが、基本原則になっているというところがございますので、ある程度厳格にそのルールは守らなければいけないというふうな認識に区は立っております。一方、そういった目的外利用をせざるを得ない事業が増えていく中では、場合によっては、もちろんご本人への説明は、徹底をするという前提で、場合によっては事前一括承認基準の確認や事前諮問に間に合わないような場合には、事後でまとめてご報告をするとか、そういうような工夫は今後していく余地はあるのかなというふうに思います。

といいますのは、事業を開始するまでに、緊急対応ですと、審議会にお諮りをするタイミングと事業を緊急に始めなければいけないタイミングが合わない場合も多々ございまして、今回、このコロナの経済対策、給付金対策なんかについては、事後報告が非常に多くなってしまったということで、実際には事前に諮るところを事後になってしまったというケースがございますので、場合によってはそういう運用もお諮りをして、認めていただくというようなことはあるのかなというふうに思っています。

【会 長】 よろしいですか。あと5分ぐらいあるので、本日の諮問事項については、一応審議を終わりたいと思います。

それで、この審議会全体の運用方法について、皆さんの意見を聞く機会が今までなかったので、たまたま今日はちょっと時間があるので、何か現在行っている報告、慣例でやってきているわけですが、こういうところを変えたほうがいいのではないかと、こういうところはどうかという、ご意見か提案がございましたら今お聞きしたいと思っておりますけれども。3分なり5分ぐらいちょっと時間をとりたいと思います。いかがですか。何かご意見ございませんか。藤原委員。

【藤原委員】 今、三雲委員のご指摘の中で、事前承認できない場合が想定し得るというふうなお話がありましたけれども、基本はやっぱり事前承認をするというのは大原則というか、条例によるものですが、どうしてもできない場合という部分は起こり得るということだと思

うのですが、そういうどうしてもという場合に対する何らかの基準みたいなものは今あるのでしょうか。あるのかないのかというところと、もしなければ、今後どういうふうな経緯で進めていくかというのをお聞きしたいのですけれども。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】目的外にしろ、外部提供にしろ、本人外収集にしろ、本来事前にお諮りをすべきものです。ただし、条例の各号に決められているのですが、それぞれ緊急の、区民の方の生命とか財産の保護とか、そういった場合には、事業を進めていいですよという規定自体は、既に条例にございます。また、事前一括承認基準も条例の解釈引用基準の中で規定されております。それらを根拠規定といたしまして事業を進めさせていただく場合もございますので、基準が今、全くないということではございません。

【会 長】ほかに何か。おぐら委員。

【おぐら委員】ありがとうございます。私、今回、審議委員になりまして初めて時間内に終わったというケースです。今回は、コロナ禍の問題とかいろいろなことがあって多分審議することが多かったと思うのですけれども、今までの状況としては、この時間内に大体終わっていたのかどうなのか。それで、もし終わっていないようでしたら、先ほどあった教育委員会からの議事がございましたね。ああいうところは積み残しというか、後回し後回しで、先ほど会長がおっしゃったように1年前のが入ってきてしまう。この辺の時間のやりくりといたしますか、この委員会の回数、そして、時間内におさめるということに対して、少し状況を教えていただきたいのですけれども。

【会 長】事務局。

【区政情報課長】本日は本当に時間前に終わりましたけれども、例年、時期にもよるのですけれども、年度当初の、1回目が5月なのですけれども、大体この秋ぐらいまでの間が、新年度の対応とか、緊急対応ももちろん多かったですのですけれども、そういったことで、案件といたしまして、おおむね10件を超える案件が各回上がってきます。そうしますと、大体2時から4時なのですけれども、一番長くて4時20分なり、長いときですと4時30分も1回ぐらいあったかと思うのですけれども、大体がその時間内に終わるといようなことがなかったというところで、事務局のほうの案件の分配とかそういったことについては、本当に改善したいというふうに考えていたところでございます。

また、会長のほうも、いろいろアドバイスをいただきまして、例えばまとめたの書面での報告とか、あるいは事後での報告に回せるようなものについて、事務局のほうで何か考えられな

いかというようなお話もございますので、今後、時間内に終えるような工夫というのは、引き続き考えていきたいというふうに思っております。

【会 長】おぐら委員。

【おぐら委員】大体状況は分かったのですが、例えば年度がわりの審議することが多い場合は、もちろん皆さんの総意が必要だと思うのですが、1回増やすとか、秋口になくなってきたら1回減らすとか、その辺のことも考えながら運営していくほうが効率的にいいと思いますし、庁内の各部署も、この審議を待っている方がたくさんいらっしゃいますので、その辺をうまく今後の運営はしていくべきだと思います。これは私の意見です。

【会 長】数年かかっていろいろやったのですが、なかなか難しい部分もあります。悩んでいる最中なのです。事務局どうぞ。

【区政情報課長】今、案件の内容の精査だけ着眼していたのですが、開催を前半に増やしたときには、例えば案件が少ないときはもう休会にするとかというようなことの開催の仕方も含めて、また考えてみたいというふうに思っています。

【会 長】今日、せっかくのことですから4時に終わりたいと思いますので、恐縮ですが、もしどうしても今、発言を希望されたらお聞きしますが、そうでなければ、今日のところはこのあたりで終了したいと思います。よろしゅうございますか。

では、今の件は終わりたいと思います。

それでは、事務局のほうから何か連絡することをお願いします。

【区政情報課長】ありがとうございました。

次回の審議会のご案内でございます。令和2年11月12日、木曜日、午後2時から予定しております。場所については、大変恐れ入ります、こちらの会場ではなく、また変わりますが、6階の第2委員会室を予定してございますので、どうぞよろしく願いいたします。またご案内させていただきます。どうもありがとうございます。

【会 長】これをもちまして、本日の会議を終了いたします。どうも長い間、ご協力ありがとうございました。

午後4時00分閉会